

令和3年度9月追加補正予算（案）概要

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 9月追加補正予算事業一覧 | 2 |



高 岐 市

令和3年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

| 会計名 | | 現計予算額 | 9月追加補正予算額(案) | 補正後予算額(案) | |
|--------------|----------------------|------------|--------------|------------|-----------|
| 一般会計 | | 23,176,259 | 129,002 | 23,305,261 | |
| 特別会計 | 国民健康 保険事業 特別会計 | 事業勘定 | 3,773,181 | 3,773,181 | |
| | | 診療施設勘定 | 49,536 | 49,536 | |
| | | 計 | 3,822,717 | 3,822,717 | |
| | 後期高齢者医療事業特別会計 | | 364,527 | | 364,527 |
| | 介護保険 事業特別 会計 | 保険事業勘定 | 3,714,588 | | 3,714,588 |
| | | 介護サービス事業勘定 | 39,117 | | 39,117 |
| | | 計 | 3,753,705 | | 3,753,705 |
| | 下水道事業特別会計 | | 337,046 | | 337,046 |
| | 三島航路事業特別会計 | | 113,829 | | 113,829 |
| | 農業機械銀行特別会計 | | 109,486 | | 109,486 |
| 合計 | | 8,501,310 | | 8,501,310 | |
| 一般会計、特別会計の合計 | | 31,677,569 | 129,002 | 31,806,571 | |

○企業会計

(単位:千円)

| 会計名 | 内訳 | 現計予算額 | 9月追加補正予算額(案) | 補正後予算額(案) |
|--------|-------|---------|--------------|-----------|
| 水道事業会計 | 収益的収入 | 724,277 | | 724,277 |
| | 収益的支出 | 815,300 | | 815,300 |
| | 資本的収入 | 145,318 | | 145,318 |
| | 資本的支出 | 428,803 | | 428,803 |

令和3年度9月追加補正予算の事業

■ 一般会計

(単位：千円)

| 款・項・目 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | | 事業内容 | 所 属 予算書 ページ |
|--|----------------------------------|--------|--------|---------|----------|--------|-----|-----|------|---|---------------------|
| | | | | | 特定財源 | | | | 一般財源 | | |
| | | | | | 国費 | 県費 | 地方債 | その他 | | | |
| 2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費 | 新型コロナウイルス感染症 対応事業費（商工 振興課） | 63,822 | 88,910 | 152,732 | 41,611 | 47,299 | 0 | 0 | 0 | <p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した市内中小事業者に対し、長崎県と共同で壱岐市事業継続支援金を給付する。 また、本事業継続支援金と国の月次支援金の申請支援を行う。</p> <p>●事業内容 令和3年8月・9月の月間事業収入が、対前年（又は対前々年）同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対し、1事業者1か月あたり最大10万円（事業収入減少額を上限）を給付する。</p> | 商工振興課 P10～11 |
| | 新型コロナウイルス感染症 対応事業費（水産課） | 45,000 | 22,030 | 67,030 | 11,030 | 11,000 | 0 | 0 | 0 | <p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した市内中小事業者に対し、長崎県と共同で壱岐市事業継続支援金を給付する。 また、本事業継続支援金と国の月次支援金の申請支援を行う。</p> <p>●事業内容 令和3年8月・9月の月間事業収入が、対前年（又は対前々年）同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対し、1事業者1か月あたり最大10万円（事業収入減少額を上限）を給付する。</p> | 水産課 P10～11 |
| | 新型コロナウイルス感染症 対応事業費（農林課） | 1,775 | 18,062 | 19,837 | 9,041 | 9,021 | 0 | 0 | 0 | <p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した市内中小事業者に対し、長崎県と共同で壱岐市事業継続支援金を給付する。 また、本事業継続支援金と国の月次支援金の申請支援を行う。</p> <p>●事業内容 令和3年8月・9月の月間事業収入が、対前年（又は対前々年）同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対し、1事業者1か月あたり最大10万円（事業収入減少額を上限）を給付する。</p> | 農林課 P10～11 |

令和 3 年 壱岐市議会定例会 9 月会議
議案第 59 号関係資料

令和3年度吉岐市事業継続支援金 概要

■事業名 令和3年度吉岐市事業継続支援金

■事業概要 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県独自の緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した市内中小事業者に対し、長崎県と共同で吉岐市事業継続支援金を給付する。
また、本事業継続支援金と、国の月次支援金の申請支援を行う。

■支給要件

1. 令和3年8月6日時点で本社（個人事業者は住所）が吉岐市内にあること
2. 下記のいずれかに該当し、令和3年8月又は9月の月間事業収入が、対前年又は対前々年同期比で 30%以上 50%未満減少※していること
 - ① 令和3年8月10日からの、県の営業時間短縮要請等に協力した県内飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること
 - ② 令和3年8月7日からの、県内における不要不急の外出・移動自粛要請により直接の影響を受けたこと
3. 令和3年8月と9月において、国の月次支援金や市の飲食店等営業時間短縮要請協力金を受給していない（しない）こと
4. 令和3年3月31日以前から事業を営んでいること

※ 50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象となるため、国への直接申請となる

■給付額 1事業者1か月あたり最大10万円（事業収入減少額を上限。8月、9月の最大2か月分）を給付。

■申請受付期間 令和3年10月1日（金）から同年11月30日（火）まで（予定）

■所要予算額

○歳入 129,002 千円

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 61,682 千円
- ・長崎県事業継続支援給付事業補助金 61,200 千円
- ・同事務費補助金 6,120 千円

○歳出 129,002 千円

- ・吉岐市事業継続支援金（612件×200千円） 122,400 千円
- ・月次支援金等申請支援業務委託料 6,480 千円
- ・支援金給付に係る事務費 122 千円

■対象事業者の例

- ① 県の営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等と、直接・間接の取引があること
⇒食品加工・製造事業者、器具・備品事業者、サービス事業者、流通関連事業者、農業者・漁業者等生産者
- ② 県内における不要不急の外出・移動自粛要請により、直接的な影響を受けたこと
⇒営業時間短縮要請の対象外となった飲食店、旅行関連事業者、小売事業者、対人サービス事業者 等

■参 考 月次支援金について（国申請分）

- ・給付対象
 - ① 対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛の影響を受けていること
 - ② 令和3年の月間売上が、令和元年又は令和2年の同月比で50%以上減少していること
- ・給付額 中小企業：上限20万円／月、個人事業主：上限10万円／月
(令和元年又は令和2年の基準月の売上 - 令和3年の対象月の売上)
- ・申請期間 8月分：10月31日まで
9月分：11月30日まで
- ・申請方法 月次支援金ホームページでのオンライン申請